

あだち 長寿医療だより

令和8年7月発行

No.28

足立区 区民部 高齢医療・年金課

【問合先】 お問い合わせコールあだち

電話番号：03(3880)0039

受付時間：午前8時～午後8時

Eメール：korei-nenkin@city.adachi.tokyo.jp



令和8年度

後期高齢者医療保険料額 決定通知書

をお送りします。

通知書の見方は中面をご覧ください

お手元にある**資格確認書**が使えるのは

令和8年7月31日までです。

※ 現在お持ちの資格確認書は、7月31日まで破棄しないようご注意ください。
個人情報の取り扱いにご注意の上、8月1日以降にご自身で破棄をお願いします。

後期高齢者医療資格確認書		有効期限
被保険者番号	01234567	令和8年7月31日
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号		
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和24年12月30日	
資格取得年月日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和7年8月1日	
負担割合・発効期日	※割	
	令和6年12月30日	
限度区分・発効期日		
長期入院該当日		
特定疾患区分・発効期日		
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

【色】藤色

8月1日からはどのように病院にかかるの？

85歳以上の方

84歳以下でマイナ保険証を普段から使っていない方

84歳以下でマイナ保険証を持っていない方

お手元に届いた**資格確認書**で**受診**いただけます。

7月末までに
特定記録郵便で
「**資格確認書**」を
お送りします。

【色】水色

後期高齢者医療資格確認書		有効期限
被保険者番号	01234567	令和8年7月31日
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号		
氏名	広域 花子	性別 女
生年月日	昭和24年12月30日	
資格取得年月日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和7年8月1日	
負担割合・発効期日	※割	
	令和6年12月30日	
限度区分・発効期日		
長期入院該当日		
特定疾患区分・発効期日		
保険者番号	39131234	
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合	

【色】水色

マイナ保険証を持っている方は、
マイナ保険証でも**受診**できます。



氏名	広域 花子	個人番号カード
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号	性別 女
生年月日	昭和24年12月30日	有効期限 令和8年7月31日
資格取得年月日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和7年8月1日	
負担割合	※割	
発効期日	令和6年12月30日	

マイナ保険証をお作りになる際は
利用登録が必要です。



登録については最終ページを
ご覧ください。

84歳以下でマイナ保険証を普段から使っている方 ※1

マイナ保険証で**受診**いただけます。 ※2

- ※1 下記の①②の条件をともに満たす方
- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
 - ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方
- ※2 マイナ保険証での受診が難しくなった方は7月末までにお送りする資格情報のお知らせに同封している申請書をご提出いただくと資格確認書を交付します。詳しくは送付時に同封する案内をご確認ください。
- ※2 マイナ保険証のご利用状況は、7月末までにお届けする新たな資格確認書または資格情報のお知らせを作成する時点の情報となります。

7月末までに**普通郵便**で「**資格情報のお知らせ**」をお送りします。

資格情報をオンラインで確認できない医療機関や薬局を受診・利用する際は、マイナ保険証と合わせて受診することができます。

※ 資格情報のお知らせのみでは受診できません。

拡大	後期高齢者医療資格情報のお知らせ	
	令和8年8月1日発行	東京都後期高齢者医療広域連合
被保険者番号 01234567		
氏名	広域 花子	
負担割合	※割	
有効期限	令和8年7月31日	
発効期日	令和6年12月30日	
交付年月日	令和7年8月1日	
受診の際はマイナ保険証が合わせて必要です		

切り取って
マイナンバーカードと
一緒に持ち運びください。

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記の通りお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者番号	01234567
氏名	広域 花子
負担割合	※割
有効期限	令和8年7月31日
発効期日	令和6年12月30日
交付年月日	令和7年8月1日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の2次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
→ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

2次元コード

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に
ついては、スマートフォンでの資格情報画面をマイナ保
険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診
いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、
この文書にマイナ保険証とともに医療機関等の受付で
提示することで受診いただけます）。

【大きさ】A4
【色】白色

保険料の計算方法と決定通知書の見かた

保険料の 計算方法



詳しくはこちら

医療分

+

子ども・子育て
支援金分

=

令和8年度
年間保険料額

医療分の最高限度額は85万円（100円未満切り捨て）です。
子ども・子育て支援金分の最高限度額は2万1千円（100円未満切り捨て）です。

① 保険料計算のもととなる
所得金額

×9.88%

+

④ 均等割額

53,300円

+

⑦ 所得割軽減額
⑧ 均等割軽減額
該当の場合に記載

=

医療分
の計算方法

① 保険料計算のもととなる
所得金額

×0.26%

+

④ 均等割額

1,300円

+

⑦ 所得割軽減額
⑧ 均等割軽減額
該当の場合に記載

=

子ども・子育て
支援金分
の計算方法

令和8年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立 太郎 様

公印

被保険者氏名	被保険者番号
性別	生年月日
住所	
決定年月日	⑯保険料額
決定(変更)理由	円

※保険料額は、東京都後期高齢者医療広域連合内においての保険料額です。このため東京都内で転居された方は原則として転居後の市区町村に支払っていただくことになります。
保険料計算の内訳（子ども・子育て支援金分を子ども分と表記しています。）

区分	①所得割 軽減額	②均等割 軽減額	③所得割 軽減額	④均等割 軽減額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を超える額
医療分						
子ども分						
医療分						
子ども分						

後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）に被扶養者だった方は、加入月から2年を経過する月までの間、下の表に表示される金額が本年度分の保険料決定に含まれます。

区分	⑦所得割 軽減額	⑧均等割 軽減額	⑨年間保険料額 (⑤-⑦-⑧)	月数	⑩月割減額 (⑨÷⑪)	⑪減免額 (⑩×⑫)
医療分						
子ども分						
医療分						
子ども分						

決定(変更)理由

徴収決定年月日

足立区に納付する保険料額

前回通知からの保険料額の差額は次のとおりです。

納付方法は下記のとおりです。

納付方法	備考 (普通徴収分)
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 年金給付額	円

【期別保険料額】

期別・月	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	納期限
1期 4月					
2期 5月					
3期 6月					
4期 7月					
5期 8月					
6期 9月					
7期 10月					
8期 11月					
9期 12月					
10期 1月					
11期 2月					
12期 3月					
合計額					

今回お届けした「後期高齢者医療保険料額決定通知書」はその年度の保険料をお知らせする書類です。

保険料計算のキーワード

① 保険料計算のもととなる所得金額

総所得金額等から地方税法に定める基礎控除額43万円※を引いた金額です。
※ 合計所得金額が2,400万円以下の場合

③ 所得割額

前年の所得に応じて負担する金額です。

④ 均等割額

被保険者が均等に負担する金額です。

⑦ 所得割軽減額

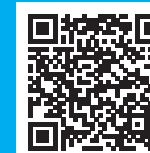
同封の「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

⑧ 均等割軽減額

同封の「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払い方法は、
特別徴収または普通徴収のどちらかです。



◎ 特別徴収（年金天引き）

特別徴収（年金天引き）の保険料は、原則、年金天引きでお支払いいただきます。支払い手続きは不要です。

● 公的年金が年額18万円以上で、公的年金から介護保険料が特別徴収されており、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が1回あたりの年金受給額の2分の1以下の方が対象です。この条件に該当した場合は、自動的に特別徴収（年金天引き）に変更されます。

● 年金天引きを口座振替に変更することも可能です（納付書払いでの変更は不可）。ご希望の方は、資格収納係03（3880）6041へご連絡ください。

◎ 普通徴収（年金天引き以外）

普通徴収（年金天引き以外）の保険料は、口座振替または納付書でお支払いいただきます。

● すでに口座振替の申し込みがお済みの場合は、登録済みの口座から、毎月末日に保険料を引き落とします。

● 口座振替でない方は、保険料額決定通知書に同封の納付書でお支払いください。お支払いの月数分の「納付書」と「口座振替依頼書」を同封しています。「納付書」はコンビニエンスストアや金融機関、区民事務所をご利用いただけます。

普通徴収の方は後期高齢者医療制度に
加入したら口座振替を！



① キャッシュカードで
お申し込み

印鑑不要！ 手続き簡単！
口座振替開始までの期間短縮！

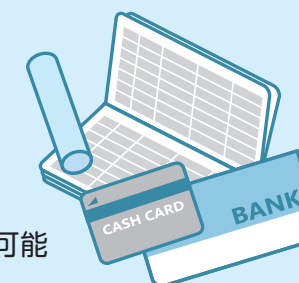
② 口座振替依頼書で
お申し込み

■手続きができる場所

- 区役所内の高齢医療・年金課窓口
- 各区民事務所
- 引落とし希望口座がある区内の金融機関

■手続きができる場所

- 区役所内の高齢医療・年金課窓口
- 各区民事務所



※ 郵送でも手続き可能

※ 金融機関の窓口では手続きできません
※ 利用できないキャッシュカードがあります

ご希望の方は資格収納係
03(3880)6041へ
ご連絡ください

マイナ保険証の利用登録

マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証利用登録をご検討ください。



問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
(平日9:30~20:00／土日祝9:30~17:30)

登録できる場所 登録にはマイナンバーカード、4桁の暗証番号が必要です。

区役所窓口	北館2階6・7番窓口で登録 (高齢医療・年金課) 	スマホからの登録はこちら ※ パソコンでの登録はICカードリーダーが必要です。 	スマートフォン パソコン
病院・薬局	顔認証付きカードリーダーで登録 	ATMで登録 24時間OK 手数料無料 	セブン銀行

令和8年8月から高額療養費制度のご負担いただく上限額が変わります

将来にわたり制度を維持するため月単位の自己負担について、医療費や所得に応じてご負担いただく上限額が変わります。ご理解をお願いいたします。



高額療養費制度の見直しなどの詳細

【1か月の自己負担限度額】(令和8年8月診療分から)

自己負担割合	所得区分		【月の負担額の上限】	
			【月の負担額の上限】 外来（個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		270,300円＋（10割分の医療費－901,000円）×1% ＜多数回140,100円※1＞ （年間上限1,680,000円※3）	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		179,100円＋（10割分の医療費－597,000円）×1% ＜多数回93,000円※1＞ （年間上限1,110,000円※3）	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		85,800円＋（10割分の医療費－286,000円）×1% ＜多数回44,400円※1＞ （年間上限530,000円※3）	
2割	一般Ⅱ		22,000円 （年間上限216,000円※2）	61,500円 ＜多数回44,400円※1＞ （年間上限530,000円※3）
1割	一般Ⅰ		22,000円 （年間上限216,000円※2）	61,500円 ＜多数回44,400円※1＞ （年間上限530,000円※3）
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	11,000円 （年間上限96,000円※2）	25,700円 ＜多数回24,600円※1＞ （年間上限290,000円※3）
		区分Ⅰ	8,000円	15,700円 （年間上限180,000円※3）

※ 高額療養費制度の上限額の変更は、令和8年7月下旬に予定されている健康保険法施行令等、一部が改正された場合に実施されます。

※ 自己負担割合はマイナポータル、令和8年7月中にお送りする資格確認書または資格情報のお知らせでご確認ください。

※1 く 内は過去12か月間に高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額です（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）」の限度額による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）の該当回数は含みません。

※2 （ ）内は8月1日から翌年7月31日の外来の自己負担限度額が、所得区分が一般Ⅱ、一般Ⅰであれば216,000円、区分Ⅱであれば96,000円までとなります（外来年間合算）。

※3 令和8年8月1日以降から、外来＋入院（世帯ごと）分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額に達したそれ以上の医療費については、申請により、還付を受けることができます。年間とは8月から翌年の7月までを指します。

令和8年6月から後期高齢者医療の食事療養標準負担額も変更されました。

問合せ先 高齢医療・年金課 高齢医療係
03-3880-5874

令和8年度の保険料から延滞金・還付加算金を実施

延滞金について

保険料を納期限までに納められなかった場合、被保険者の公平性の確保等のため、延滞金を納めていただくこととなります。納付できない特別なご事情がある方は**高齢医療・年金課 資格収納係**にご相談ください。



延滞金・還付加算金の計算方法などの詳細

還付加算金について

保険料変更により発生した還付金（納めすぎた保険料）または二重納付による還付金がある場合に、還付（お返し）までの期間に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて利息相当分（還付加算金）を加算して区がお支払いします。

保険料についてのお問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
電話 0570-086-519 FAX 0570-086-075
8:30~17:00（土日・祝日を除く）

足立区 区民部 高齢医療・年金課 資格収納係
電話 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981
8:30~17:00（土日・祝日を除く）